

I 下北教育事務所社会教育・文化・スポーツ行政の方針と重点

1 方針

- 【社会教育】 地域住民が、生涯にわたって自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで活力ある地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進と人財の育成に努める。
- 【文化】 地域の郷土芸能の継承と文化財に関する学びや親しむ機会の充実を図るとともに、郷土への愛着と誇りを培い、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。
- 【スポーツ】 地域住民が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、スポーツに親しむ環境づくりの充実を図るとともに、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

(1) 方針について

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、「学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育」、「次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用」、「活力、健康、感動を生み出すスポーツ」について、市町村教育委員会、家庭や地域社会と連携を図りながら、各施策を推進することとしています。

また、本県の教育振興基本計画の、社会教育分野では「活力ある持続可能な地域づくりのための人づくり」、「生涯を通じた学びと社会参加活動の拡大」を、文化分野では「歴史・文化の継承と活用」を、スポーツ分野では「健康でスポーツに親しむ環境づくりと競技力の向上」を、政策・施策体系の中に掲げています。

これらのことを踏まえ管内社会教育の現状と課題も考慮し、下北教育事務所として上記方針を定めました。管内各市町村の主体性を十分に尊重しつつ、社会教育の水準の維持・向上を図るため、市町村教育委員会や各団体などに対する支援機関・パイプ役としての役割を強く自覚し、学校・家庭・地域の連携・協働を基軸にした豊かで活力ある地域社会づくりに向けた支援を積極的に進めていきます。

(2) 管内の現状と地域課題について

人口減少と少子高齢化は下北管内においても急速に進行し、世代構成の変化や地域社会の中核である学校の統廃合、変容する家庭環境など、地域社会における人間関係の希薄化、孤立化が指摘され、地域コミュニティの基盤が大きく揺らぎ、地域の教育力の低下が大きな課題となっています。また、これまで活躍してきた社会教育関係団体も、高齢化とともに活動への参加者が減少傾向にあり、解散するなどその役割を十分に果たせていないケースが見られます。

その一方で、各市町村は社会教育行政の人的・予算的な縮小が進む中、価値観やライフスタイルが多様化する住民の学習ニーズに応えるため、様々な学習機会の提供や地域の実情に合った特色ある事業の実施に努めています。

人口減少や地域コミュニティの衰退は避けて通れない課題であり、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められることから、地方行政全体を通じた社会教育を基盤とする「人づくり・つながりづくり・地域づくり」はますます重要になっています。

これからの時代においては、家庭や地域社会での教育の充実に向けて、首長部局をはじめ様々な機関や団体等が連携し、ネットワーク化を図っていくことが求められます。また、持続可能な活力ある地域を形成するため、社会教育が「人づくり」、「つながりづくり」という強みを最大限に発揮しつつ「地域づくり」に大きく貢献するとともに、より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人財の支援により行われる社会教育を実現する必要があります。

これらのことから、「家庭及び地域の教育力の向上」、「地域コミュニティの活性化」、「今と未来をつくる人財の育成」の3点を下北の地域課題とし、家庭・地域社会と連携し、家庭教育及び社会教育を推進する環境づくりに努めながら、活力ある地域社会の形成に向け支援をしていきます。

2 重点

※★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

(1) 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

★ア 地域学校協働活動の促進

- ・地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、地域と学校が目標を共有し相互に連携・協働する活動の拡充に努める。
- ・地域学校協働活動本部の設置を推進するとともに、地域学校協働活動推進員の人財の発掘・育成のための研修等の充実を図りながら配置に努める。

イ 地域が支えるキャリア教育の充実

- ・子どもが社会との関わりの中で、生きることや働くことについて学ぶことができるよう、学校等と連携し、子どもと地域住民の交流活動やこどもの体験活動の充実に努める。
- ・ユメココ教室等キャリア形成に関わる地域の人財や大学、企業、団体等の教育支援活動を広く周知し、活用の促進に努める。

ウ こどもの読書活動の充実

- ・こどもの読書習慣を形成するため、こども読書活動推進計画の策定と活用により、地域の実態に合った読書活動の推進、環境の整備に努める。
- ・読書関係団体などの支援やネットワークづくりを推進するとともに、読み聞かせ活動者の育成・活用の周知に努める。

エ 家庭教育支援の充実

- ・多くの保護者が集まる機会を活用し、首長部局や関係機関、各種団体と連携・協力しながら、家庭教育に関する学習の機会や情報の提供に努める。
- ・首長部局や地域住民、各種団体等と連携し、多様なニーズに応える家庭教育支援活動に努める。
- ・「あおもり家庭教育アドバイザー」を活用し、学校やPTA、各種団体との連携・協働した家庭教育支援の体制づくりに努める。

オ 青少年の体験活動の充実

- ・青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、生活・文化体験活動や自然体験活動、社会体験活動の充実に努める。
- ・関係機関や社会教育関係団体と連携して、多様な体験を土台とした青少年の成長を支える人財の育成と環境づくりに努める。

(2) 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成

- ・地域活動の実践者及び団体や個人をつなぐコーディネーターを発掘・養成し、地域活動の実践者同士の連携・協働ができるよう支援に努める。
- ・地域活動の実践者及びコーディネーターの研修機会を確保し、地域活動をけん引する指導者の育成と実践活動の充実に努める。

イ 次代の地域を担う若者の育成

- ・地域の活力が将来にわたって持続するよう、「生業」づくりや地域づくりに取り組む次代の地域を担う人財の育成及び世代間交流の機会づくりに努める。
- ・若者の意見を取り入れやすい環境づくりに努めるとともに、若者が地域で活躍する場を継続的に提供するなど、長期的な視点に立って後継者の育成に努める。

ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

- ・地域活動の実践者やコーディネーターのための情報提供を充実させ、ネットワーク形成に向けた機会を創出するとともに、企業や各種団体等と連携した取組が図られるよう支援に努める。

エ 多様な働き方を可能にする学び直しの機会の充実

- ・地域住民の主体的なキャリア形成を促すため、学び直しの機会を充実させるとともに、多様な働き方を可能とする環境づくりに努める。

(3) 生涯を通じた学びと社会参加の推進

ア 高齢者や障がい者を始めとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実

- ・多様なニーズや地域課題に応じた学習機会の情報提供など、主体的な学びを支援するとともに、地域住民とつながりをもって生活できる体制づくりに努める。
- ・大学や企業、NPOなどの関係機関や社会教育関係団体との連携強化による学習機会の拡充に努める。

イ 学習成果を生かした社会参加活動の支援

- ・地域住民が学習活動を通じて身に付けた知識や技能を、ボランティア活動や地域活動などの社会参加活動に生かす場の充実に努める。
- ・ボランティア活動や地域活動などに関する情報提供をしたり、相談に応じたりする体制の構築に努める。

(4) 社会教育推進のための基盤整備

ア 社会教育推進体制の充実

- ・地域の現状や学習ニーズに応じた社会教育計画の策定と見直し、事業の充実につながる評価の工夫に努める。
- ・首長部局や各種団体等との連携・情報共有に努める。

イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進

- ・人が育ち、人がつながる学習と活動の拠点となる社会教育施設の機能の充実に努める。
- ・幅広い年齢層の多様なニーズに応え、あらゆる地域住民の社会的包摂に寄与する視点に立った運営に努める。

ウ 社会教育関係職員の養成と資質の向上

- ・社会教育の振興を図るために社会教育主事等の専門職員の計画的な養成に努める。
- ・社会教育関係職員の各種研修会への積極的な参加を奨励し、資質の向上に努める。

エ 社会教育関係団体等の活動の支援

- ・社会教育関係団体等の活性化を図るため、活動や成果発表等の場の提供、団体間のネットワークの形成に向けた支援に努める。
- ・社会教育関係団体等が自主的な運営や活動ができるよう支援し、社会参加活動につながる環境づくりに努める。

(5) 文化財の保存・活用と伝統芸能の継承

ア 文化財の保護・保存と公開・活用

- ・各種文化財の調査等を通して、適切な管理及び計画的な保護・保存に努める。
- ・文化財の公開・活用を促進し、文化財に触れ、体験・体感できる機会を充実させるとともに、多様なメディアによる情報発信や文化財審議委員等による文化財保護の普及・啓発に努める。
- ・次代の文化財の保存・活用に携わる人財を育成するとともに、文化財保護団体等との連携を通じて、地域の文化財の保存・活用体制の整備に努める。

イ 伝統芸能・技術の継承

- ・世代間交流等を通して、地域の保存会等で継承されている伝統芸能・技術の発表や、由来・経緯等の学びの機会を充実させるとともに、後継者の育成に努める。
- ・こどもの伝統芸能の活動状況を把握するとともに、伝承活動の推進と郷土愛の醸成に努める。

(6) スポーツの推進

ア スポーツ参画人口の拡大

- ・誰もがスポーツに参画できるよう、関係団体と連携し、スポーツに親しむ機会の充実や環境づくりに努める。
- ・家族が一緒に楽しむことができる運動プログラムを提供するなど、若者世代や働き盛り世代、子育て世代のスポーツ活動の推進に努める。

イ スポーツを通じた活力ある社会の実現

- ・スポーツイベントやスポーツ活動を活用して、地域の活性化を図るとともに、スポーツ交流を通して、多様な人々がスポーツを楽しむ機会を提供し、共生社会の実現に努める。
- ・スポーツ推進委員やスポーツ指導者など、地域のスポーツ活動を支える人財の育成と活用に努める。

ウ 次世代アスリートの発掘・育成

- ・各種団体と連携し、運動能力の優れた児童生徒の発掘・育成に努める。
- ・競技者の多様なニーズに対応できる指導者の資質向上に努める。

3 下北教育事務所社会教育・文化・スポーツの体系図

